

令和4・5年度教育基本方針

江南市教育委員会は、教育基本法の理念に基づき、新しい時代を切り開く人材の育成と市民の生きがいづくりを支援するための事業を計画し、実施します。

全体目標

1. 生命尊重の精神と豊かな心をもち、次世代を築き上げる人づくり
2. 質の高い学びを育む活力に満ちた学校づくり
3. 生涯にわたる学びとスポーツを通して生きがいと健全な心身をもつ人づくり

I. 学校教育

1. 基本方針

- (1) 児童生徒の可能性を拓き、人格の完成をめざす学校教育の推進
- (2) 学び合い、高め合い、よりよく生きる児童生徒の育成
- (3) 学習指導要領の理念である社会に開かれた教育課程の実現

2. 目標

- (1) 自ら学ぶ意欲と考える力を高め、確かな学力を育成する。
- (2) 人としてよりよく生きるための規範意識を高め、他人を思いやる豊かな心を育成する。
- (3) 健康の増進や体力の向上に努め、たくましく生きる力を育成する。
- (4) 未来に生きるための新しい時代に対応する力を育成する。
- (5) 信頼される学校づくりのために、教育環境を整備する。

3. 目標達成のための施策

(1) 確かな学力の育成のために

ア 学力向上のための支援

基礎的・基本的な知識・技能を習得させるとともに、言語活動を充実させることにより、思考力・判断力・表現力を育成する教育活動を推進する。

- ① 少人数指導やティーム・ティーチング（T.T.）などの幅広い学習指導に資するため、学校補助教員を1413名配置する。
- ② 算数等の基礎学力を補充するために、市内7箇所で「こども土曜塾」及び市内1箇所で「こども未来塾」を開く。
- ③ 基礎的・基本的な知識・技能の定着や主体的な学習を図る授業改善の一環として、児童生徒の実情に合わせた家庭学習の見直しや取り組みを推奨する。
- ④ 確かな学力の育成などの教育諸課題について、市全体の教育水準を引き上げるために、布袋中学校、藤里小学校、宮田小学校に研究を委嘱する。

- ⑤ 教師用の指導書、指導資料等や副教材を整備する。
- ⑥ 全国の教育センター等が発行している有益な資料を学校へ提供し、教師の資質向上を目指す。
- ⑦ 一人一人を大切にした、全員参加型の「わかる・できる授業づくり」を目指す。

イ 学び合い、高め合う学校づくり

生い立ちや生活経験の異なる児童生徒一人一人が互いに学び合い、成長できる学校づくりを進める。

- ① よりよい学級経営・学習指導の改善に資するために、教師力向上セミナーを実施する。
- ② 児童生徒がかかわり合いを大切にし、全員が安心して授業に参加することのできる、より質の高い学びを実現するために、小学校から中学校へのつながりを意識した授業改善を図り、学び合い高め合う児童生徒の育成を目指す。
- ③ よりよい学校生活をおくるための集団づくりや、いじめ・不登校を防止するために「Q-Uアンケート」を小学3～6年生及び全中学生を対象に実施する。

ウ 障害のある児童生徒への支援

保育園や幼稚園、外部機関との連携を通して、障害のある児童生徒一人一人の実態を把握し、適切な教育的支援を行い、特別支援教育を一層充実する。

- ① 発達障害等により特別な支援を必要とする児童生徒に対応するため、特別支援学級等支援職員を3234名配置する。
- ② 地域の教育力を活用し、児童生徒に寄り添った支援をするため、スクールサポートターを募集して必要校に配置する。
- ③ 言語障害のある児童を対象とした通級指導ができるよう、「ことばの教室」の拠点校を23校設置する。
- ④ 学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）など発達障害のある児童生徒を対象とした通級指導ができるよう、「まなびの教室」の拠点校を56校設置する。
- ⑤ 発達障害等に対応するため、保育園・幼稚園・小学校・中学校が互いに連携し、適正な就学支援ができるよう、発達支援員を1名配置する。
- ⑥ 特別支援コーディネーターの資質を向上するために、江南市教育研究会の特別支援教育部会を開催し、研修を行う。

(2) 豊かな心の育成のために

ア 道徳教育の充実

豊かな心をもち、正しい判断と主体的な行動ができる児童生徒を育成するために、道徳教育の充実を図る。

- ① 「特別の教科道徳」の充実を目指し、県教委をはじめ、教育関係団体が開催する研修会への参加を推奨する。

- ② 愛知県教育委員会道徳教育総合推進サイト「モラルBOX」内の「心の教育推進活動」や「道徳科支援コーナー」などの実践例の利用を推奨する。

イ 児童生徒の健全育成

一人一人の長所を認め、可能性を伸ばす学級経営を基盤として、家庭や地域、関係機関とも連携し、児童生徒の健全育成を図る。

- ① 児童生徒の健全な生活習慣を育成するために、江南市指導の四本柱である、「人の話を聞く」、「あいさつをする」、「時間を守る」、「掃除をする」を共通の指導事項として取り組む。
- ② 小中合同で毎月1回の「あいさつの日」を設定するとともに、PTAや民生委員・児童委員等と連携してあいさつ運動を行う。
- ③ いじめ・不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、専門的な知識を用いて支援を行う、スクールソーシャルワーカーを配置する。
- ④ 学校、一宮児童相談センター、こども政策課、福祉課等との連携を密にし、児童虐待の防止に努める。
- ⑤ 児童生徒の悩みを早期発見し、学級への適応を支援するため、心の教室相談員を全校に配置する。

ウ 読書活動の推進

言葉を学び、感性を磨いて、表現力や創造力を豊かにするために、児童生徒の読書活動を推進する。

- ① 児童生徒の様々な興味・関心に応じ、調べ学習等にも役立つ図書、また、特別支援学級等の児童生徒の特性に合った図書の整備・購入を計画的に実施し、整備すべき蔵書冊数の充足率向上を目指す。
- ② 教育効果の向上を図るため、学校図書館に新聞を配備する。
- ③ 読書活動の推進と図書館運営の円滑化のため、学校図書館司書9名を配置するとともに、研修や情報交換を行うための連絡会を開催する。
- ④ 学校図書館司書としての技量の向上を図るため、指導的立場の司書による巡回指導体制を整備する。
- ⑤ 全小学校でブックトークの実施を支援する。
- ⑥ 朝の読書タイムや読書週間など、読書の習慣化のための啓発行事を推奨する。
- ⑦ 江南市立図書館が行うブックリストの配布、**市図書館の貸出カード作成についての案内などを行う図書館1年生事業に参加するとともに小学1年生に対する市図書館の利用促進事業に対する協力、市内の図書館の相互の連携を図るため、江南市内小中高大連携会議関係者会議に図書館司書・司書教諭を派遣する。**
- ⑧ 第3次江南市子ども読書活動推進計画に基づいた読書環境の整備に努める。

エ いじめ・不登校の防止

いじめ・不登校の防止や指導に努め、たくましく生き抜くことのできる児童生徒の育成を図る。

- ① 江南市いじめ防止基本方針、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止のための取り組みの実効性を高める。
- ② いじめ・不登校が起きないように、魅力的で明るい学校づくりに全力を挙げるよう指導体制を強める。
- ③ いじめ・不登校対策協議会を中心に、いじめ・不登校の実態把握及び分析、相談・指導体制の充実を図り、防止・啓発活動や調査・研究を推進する。
- ④ 不登校児童生徒の学校復帰への支援と、発達についての相談を目的とし、適応指導教室「Y o u・輝」を設置するとともに一宮児童相談センター等との協力のもと学校や関係機関と連携を深める。また、フリースクールでの受け入れ等、様々な関係機関と連携し、不登校児童・生徒の社会的自立の支援に努める。
- ⑤ 自他の生命を大切にする心を育むために、9年間を通した「いのちの学習」の充実を図る。
- ⑥ 登校に悩む児童の居場所の確保と学習の保障のため、中学校と同様に必要とする小学校にもサテライト教室の設置を進める。

オ ボランティア活動の奨励

自主・自立の心を育むために、児童生徒が家庭や地域で行う自主的活動を奨励する。

- ① 市主催行事等でのボランティア活動に積極的な参加を奨励する。
- ② 児童生徒による善行を称える「子ほめ活動」を推進する。

(3) たくましく生きる力を育むために

ア 心と体の健康づくり

活力ある生活ができるよう心と体の健康づくりに努めるとともに、教育活動全体を通して、健康の保持増進、体力向上を図る能力や態度を育てる。

- ① 進んで体力づくりを行っている学校の取り組みを市内の学校で共有し、実践に役立てるよう推奨する。
- ② 中学校の部活動を活性化するため、専門的な知識や技能を持つ地域の人材を指導者として24名配置する。
- ③ 部活動の備品購入費・消耗品費の補助を充実する。
- ④ 児童生徒が、自己肯定感を高め、より安心・安全な学校生活を送ることができるよう支援するため、学校事情に配慮し、養護教諭を6名配置する。

イ 食育の充実と食物アレルギーへの対応

学校給食基本計画に基づき、学校給食を通じた食育指導環境の充実を図るとともに、食物アレルギーへの対応に努める。

- ① 「早寝・早起き・朝ごはん」により生活リズムを整えるとともに、望ましい食生活を指導し、食への関心を高めるために、「弁当の日」を設ける。
- ② 家庭科・保健の授業や、栄養教諭の巡回指導による食育指導を充実する。
- ③ 食への関心と栄養についての理解を促進するために、給食の献立表に、栄養の話やレシピ、地産地消の情報などを掲載する。
- ④ 児童生徒を対象とした「応募献立」や、江南市産の食材を探り入れ「こうなん」を意識した給食を実施するなど、献立を工夫し、食への関心を高める。
- ⑤ 食物アレルギー対応検討委員会を開催し、学校給食における食物アレルギー対応状況の把握、対応についての検討を行い、児童生徒がより安心安全な学校生活を送ることができるよう努める。
- ⑥ 安心安全な食材を提供するため、オーガニック給食の導入について研究する。
- ⑦ 学校給食基本計画に基づき、新学校給食センターの整備を推進する。

(4) 新しい時代に対応するために

ア 情報教育

I C T 機器を活用した多様で創意ある授業の実践に努めるとともに、児童生徒が情報社会に主体的に対応できる情報活用能力を育成する。

- ① 教育用コンピュータ（一人一台学習者用端末、コンピュータ室設置端末）やプロジェクター等の I C T 機器を活用し、情報教育の充実を図るとともにプログラミング学習を推進する。
- ② 情報社会における正しい判断力や危険回避の知識を身に付けさせるために、情報モラルの指導を強化する。
- ③ 「モラルB O X」内の「情報モラル教育実践」コーナーに掲載された実践例を指導に役立てるよう広める。
- ④ 情報教育担当者の力量を向上させるために、江南市教育研究会情報教育研究部会の開催及び研修の支援を行うとともに、各教員の I C T 機器を活用した指導力の向上を図る。
- ⑤ G I G A スクール構想推進のため、I C T 機器や通信環境の整備を図る。

イ 環境教育

自然保護、資源の利用、環境保全について関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境問題に主体的に取り組む児童生徒を育成する。

- ① 「5 7（コウナン）運動」等を意識し、ごみの減量や分別に努める態度や実践力を育成する。
- ② 環境教育を基盤としたE S D プロジェクトの計画について、ユネスコスクールへ加

盟した宮田小学校の取り組みを市内の学校が共有し、実践に役立てるよう広める。

- ③ 学習指導要領に基づいて、SDGsの取組を意識した環境教育を推進する。

ウ 国際理解教育・平和教育

日本の文化や伝統を尊重し、継承・発展させる気持ちを育てるとともに、小学校での外国語活動の実践などを通して、国際化の時代に対応できる児童生徒を育成する。また、平和教育研修派遣事業などを通して、平和への意識を高める。

- ① 外国語（英語）教育を充実させるため、英語指導助手を8名（小学校7名、中学校1名）配置する。
- ② 平和教育の充実を図るため、小学生10名（6年生）を広島（平和記念式典への参加等）へ派遣する。
- ③ 日本語教育が必要な児童生徒に対する教育を充実させるため、日本語教育適応学級担当教員を4校（古知野東小学校・宮田小学校・藤里小学校・宮田中学校）に配置する。
- ④ デジタル副読本「のびゆく江南」を発行活用することによって郷土理解に資する。
- ⑤ 郷土の歴史を学ぶため、歴史民俗資料館等関係機関の活用を推奨する。
- ⑥ 国際理解を深めるため、国際交流協会のイベントに参加することを推奨する。

エ キャリア教育

キャリア教育を「生き方の指導」と位置づけ、勤労観・職業観の育成を発達段階に応じて教育活動の全領域で取り組む。

- ① キャリア教育の充実を図るために、職場体験学習の支援体制を強化する。
- ② 小中学校が連携し、9年間を見通して作成されたキャリア教育ノートパスポートの有効活用を勧める。
- ③ 横田教育文化事業において、将来の夢を語る弁論大会を実施する。

オ 防災教育

防災教育を充実し、児童生徒が主体的に災害等に対応できる、資質・能力・態度を育成する。

- ① 児童生徒が自他の生命を大切にするとともに、危険予測・危機回避能力を高める防災教室や現実に即した避難訓練の充実を図る。
- ② 災害時に迅速に活動できるようにするとともに、避難所となる場合を想定し、市防災担当と連携して、各学校において防災マニュアルを必要に応じ更新する。
- ③ 江南消防署等関係機関と連携して、着衣泳や救命救急講習の実施を推奨する。

(5) 信頼される学校づくりのために

ア 教職員の力量向上

各種教職員研修会への積極的な参加を促すとともに、現職教育や教育研究活動を質的に充実し、教職員一人一人の資質・能力の向上に努める。

- ① 県費負担教職員や市採用職員（学校補助教員等）の資質向上を図るため、研修会を充実する。（教師力向上セミナー・新規採用教員等研修・市採用学校関係職員連絡会・教育研究会発表会 等）
- ② 教職員による不祥事を未然に防止するため、管理職の意識向上を目的とした不祥事防止対策会議を開催する。

イ 教職員の健康管理

児童生徒への豊かな指導に資るために、教職員の心身の健康管理に努める。

- ① 心身の疾患の早期発見や健康づくりのために、教職員健診を実施する。
- ② 勤務時間を適正に管理し、健康な心身の状態の中で教育活動に取り組めるよう各校から提出された在校時間等の状況を的確に把握し、指導を加えるとともに、健康相談できる体制を整備する。
- ③ 健康の保持・増進に努め、衛生管理者とともに職場環境管理を行い、産業医を配置する。
- ④ 全ての教職員を対象にストレスチェックを実施し、相談できる体制を整える。

ウ 教職員の多忙化解消

「江南市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」に基づき、教職員の業務量の適切な管理を行う。また、「江南市教職員の多忙化解消に向けての方針」に基づき、実効性のある取組みを実施し、教職員の多忙化解消に努める。

- ① 校務支援ソフトを活用し、校務の省力化を推進する。
- ② 各校にタイムレコーダーを設置し、出退勤管理を適正に実施し、働き方を見直す機会とする。
- ③ 中学校の部活動の指導のため、24名の地域の人材を配置し、教員の負担軽減を図る。
- ④ 学習プリントの印刷や配布準備等を支援するスクール・サポート・スタッフを全校に配置し、教員の負担軽減を図る。
- ⑤ 休日の部活動の指導等について、地域への段階的な移行を見据え調査・研究を行う関係団体との協議を進め、一部試行を実施する。

エ 児童生徒の安全

行政と学校・家庭・地域が一体となり、児童生徒の安全な生活を守る体制の強化に努める。

- ① 登下校における交通安全を確保するために、通学路点検を行い、危険箇所は関係部局と協議し改善を図る。

- ② 気象状況や災害情報の把握に努め、児童生徒の安全確保に必要な判断や指示を行う。
- ③ 不審者等事件が発生した場合は、「学校安全緊急情報共有化ネットワーク」運用ガイドラインに従い、情報の伝達・共有を図る。
- ④ 自動体外式除細動器（AED）を適切に管理し、取扱い訓練の実施を促す。
- ⑤ 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」に則り、安全な教育活動を推進する。

オ 保幼小連携・小中連携

保育園・幼稚園・小中学校が連携して、就学前から義務教育9年間を見通した教育の推進と、小1プロブレムや中1ギャップ等の防止及び問題解消のための諸活動に取り組む。

- ① 中学校区単位で、あいさつ運動や行事等を通して、一層の交流を進めるとともに学習規律や学習内容での9年間を見通した小学校と中学校の連携を図る。
- ② 保育園・幼稚園と小学校、小学校と中学校で、保育や授業、行事等の様子を参観し合う等の活動を推奨する。
- ③ 保幼小連携協議会を設置し、保育園・幼稚園、小学校が情報交換を行う。

カ 開かれた学校づくり

積極的な情報発信を勧め、学校と家庭・地域の連携に努める。

- ① 学校の教育理念を理解してもらうとともに、教育活動をより活性化させるために、学校ホームページの充実を支援する。
- ② 学校評価の結果を公表し、学校運営の改善を図る。
- ③ 地域とともにある学校づくりを進めるために、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の運営を支援する。
- ④ 教育に関し学識経験者の知見を活用した、教育行政事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、その結果を報告書にまとめ公表する。
- ⑤ 学校教育における長期的な課題に取り組むために、まちづくり評価の有効活用を図る。

キ 特色ある学校づくり

地域や児童生徒の実情に応じて主体的に創意工夫のある教育活動を展開し、自主的・自律的な学校運営ができるよう、特色ある学校づくりを進める。

各学校において、地域の特性を踏まえ創意工夫を凝らした自立的な取り組みを支援する。

ク 施設整備の充実

児童生徒の生きる力を育むための教育環境として、学校施設を充実する。

- ① 各学校の状況を把握し、要望に即した施設整備を計画的に行う。
- ② 肢体不自由等の児童生徒の障害の状況に応じて施設や備品の整備を行う。
- ③ 渡り廊下の耐震補強を計画的に実施する。
- ④ 学校体育館アリーナの照明器具をLED照明器具へ取替え、温室効果ガス排出量及び維持管理費の縮減を図る。

II. 生涯学習

1. 基本方針

- (1) 学ぶことやスポーツすることが、いつでもどこでもできる生涯学習の推進
- (2) 生涯を通して能力を伸ばし、活かせる機会づくり
- (3) 次代を担う青少年の健全な育成のための環境づくり
- (4) 豊かな、創造性ある芸術文化活動の充実
- (5) 国際交流を通しての多文化共生社会の構築

2. 目標

- (1) 自発的な学習活動を展開し、生きがいを持った生活を送るための支援をする。
- (2) 青少年の健全育成を図るための相談、啓発活動等を実施する。
- (3) 身近なスポーツを楽しみながら、体力づくりや健康増進の機会・場を提供する。
- (4) 芸術文化に触れ合う機会を提供し、市民の文化向上を図る。
- (5) 郷土の歴史・人物・文化財に対する理解を深め、郷土愛を育む。
- (6) 世界平和の重要性を認識し、在住外国人も安心して暮らしていくために諸事業を開く。

3. 目標達成のための施策

(1) 生涯学習活動の推進

生涯学習の推進状況と諸問題の把握及び施策のあり方を江南市生涯学習懇話会で検討し、市民が生涯にわたり、より豊かで充実した生きがいのある人生を送るために、学び続けることができる環境づくりに努める。

- ① 学びたいことがいつでも学べるよう、各世代や時代のニーズに適応した各種講座・講演会等を実施し、市民に学習機会を提供する。
- ② 子どもから大人まで充実した学習活動ができるよう、公民館で子ども学級や生涯学習講座を開催する。また、講座が機会となり立ち上げたサークルや、市民同士が共通の目的を持ち自主的に組織したサークルの活動を支援することで、生きがいづくりに資する。
- ③ 安心・安全に公民館が利用できるよう、新型コロナウイルス感染症等の感染防止策を実施する。
- ④ **図書館の施設立地を活かした市民の交流や地域の賑わいの創出に努め、市民全体の読書機会の確保と学習活動の拠点としての充実を図る。**
- ④⑤ **図書館の管理運営を指定管理者に委任し、モニタリング及び運営委員会での評価や意見を反映させ、設置目的に沿った運営を図る。**
- ⑤ **乳幼児から成人・高齢者に至るまでのあらゆる世代の市民が、図書館に親しみを持ち、図書館を利用する機会が増加するように、図書館サービスや各種事業を一層充実する。また、市民からの要望に応えるため、幅広い分野での質の高い資料を備える。**
- ⑥ **快適な読書環境と図書館の利便性の向上を図るとともに、利用者が安心・安全に図**

書館が利用できるよう、**指定管理者と連携し、図書館の環境整備及び新型コロナウィルス感染症等の感染防止に努める。**

- ⑦ 第3次江南市子ども読書活動推進計画に基づき、子どもが自主的に楽しく読書に親しむことができるよう、子ども読書活動の計画的な推進を図る。
- ⑧ **江南市図書館基本計画に基づき、新図書館の整備を推進する。**

(2) 青少年の健全育成

青少年の悩み事の相談ができる場の設置、安全確保のための情報提供、啓発を行い、青少年の健全育成を図るとともに、人権教育を推進する。

- ① 少年の非行等を防止し、健全な育成を図るため、少年センターを設置し、相談活動を行う。
- ② 街頭補導事業、青少年健全育成推進事業等を通して、家庭・学校・地域が一体となった青少年の安全確保と健全育成のための環境づくりを促進する。
- ③ 愛知県警等の他機関と連携した薬物乱用防止教室の実施を推奨する。
- ④ 生涯教育における人権についての正しい理解と人権尊重の精神を養うための教育を推進する。
- ⑤ 社会福祉への関心を高め、理解を深めるため、社会福祉協議会との連携を図る。
- ⑥ 人権週間を中心に、各学校が人権擁護委員会等と連携し、人権意識の高揚を図る取り組みが実施できるよう支援する。

(3) 放課後児童の健全育成

次代を担う人材を育成するため、就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童健全育成事業（学童保育）及び放課後子ども教室の充実に努め、新・放課後子ども総合プランの推進を図る。

- ① 放課後に学校施設の教室等を利用して、異年齢児が自由に遊び、地域住民との交流を通して子どもを見守る放課後子ども教室を既存の9箇所に加え、新たに吉知野北小学校市内全小学校下で継続実施する。
- ② 就労等により、保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を与える学童保育を全小学校区で、新たに5、6年生を通年利用に拡大して実施する。
- ③ 新・放課後子ども総合プランに基づく一体型を基本とした共通プログラムを、古知野東小学校・古知野西小学校・古知野南小学校・布袋小学校・宮田小学校・藤里小学校・門弟山小学校の7会場において実施し、未実施の草井小学校・布袋北小学校・古知野北小学校・布袋北小学校・草井小学校については、早期実施に向けて検討する。また、吉知野北小学校については、今後、放課後子ども教室を開設した後、実施に向けて検討する。
- ④ 安心・安全に児童が放課後等を過ごすことができるよう、新型コロナウィルス感染症等の感染防止策を実施する。

(4) スポーツ活動の推進

スポーツセンター（KTXアリーナ）を核としたスポーツプラザ一帯を活用し、江南市スポーツ推進計画に基づき、誰もが気軽に健康づくりに取り組めるよう、スポーツ活動を推進する。

- ① スポーツ振興と競技力向上のため、スポーツ活動を行う団体の育成や指導者の技術向上を図る。
- ② 市民がいつでもスポーツに親しむことができるよう、スポーツ施設の整備充実を図る。
- ③ スポーツ教室や各スポーツ協会加盟団体による市民スポーツ祭などの大会を開催することで、スポーツに親しむ機会を提供する。
- ④ 近年の子どもの体力低下や市民の健康志向の高まりなどを背景に、市民の誰もが気軽にスポーツを楽しむことができるよう、スポーツ関係団体の活動を支援する。
- ⑤ コミュニティスポーツ祭を開催し、地域コミュニティの促進を図るとともに、地域住民の身近な遊び場やスポーツ活動の場の確保に努める。
- ⑥ 安心・安全にスポーツ活動ができるよう、新型コロナウイルス感染症等の感染防止策を実施する。

(5) 芸術文化活動の推進

芸術文化の創造と発信ができるよう、環境の整備に努めるとともに、文化の香り高いまちづくりを進める。

- ① 芸術文化活動の場を提供するなど、市民の芸術文化活動を支援する。
- ② 市民文化会館（Home&nicoホール）や公民館等で活動している団体に対して、地域の芸術文化の向上を図るために文化協会への加入を促し、文化団体の育成を行う。
- ③ 市民文化会館（Home&nicoホール）の管理運営を指定管理者に委任するとともに、指定管理者が、設置目的に沿った運営がなされるよう、モニタリング及び運営委員会で評価を行う。また、指定管理者と連携し、来館者が安心・安全に利用できるよう、市民文化会館（Home&nicoホール）の環境整備及び新型コロナウイルス感染症等の感染防止に努める。

(6) 文化財の保護・保存と活用の推進

郷土の歴史と伝統に誇りを持ち、文化財愛護の思想をはぐくみ、未来へ伝える貴重な文化財の保護・保存及び継承に努める。

- ① 郷土の歴史が正しく理解されるよう啓発活動を行うとともに、市民や歴史民俗資料館が所蔵する歴史資料を活用した企画展を開催する。
- ② 文化財の保護・保存、活用及び新たな文化財の指定のために、必要な調査研究を行う。

(7) 国際交流・世界平和の推進

在住外国人と市民が互いの文化を認め合い、多様な文化が共生するための施策を推進するとともに、世界平和の重要性を啓発する。

- ① 国際交流フェスティバルや日本語教室など、江南市国際交流協会が行っている多文化共生・国際交流の推進活動を支援する。また、フレンドシップ国であるミクロネシア連邦・ブルキナファソとの交流事業を連携して行う。
- ② 戦争の悲惨さや国際情勢への理解をさらに深めるため、市民文化会館（Home&nicoホール）や中学校などで「世界平和を願うパネル展」を開催し、世界平和の啓発を推進する。また、当時の記憶を風化させないため、戦時中の体験談を後世に語り継ぐ取り組みを行う。

江南市立図書館ロゴマーク取扱要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、江南市立図書館ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（ロゴマークの使用）

第2条 ロゴマークを使用するときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 江南市及び江南市立図書館指定管理者が業務に関し使用する場合
- (2) 市内小学校、中学校及び高等学校が教育等の目的で使用する場合
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用する場合

（使用の承認の申請）

第3条 前条の承認を受けようとする者は、江南市立図書館ロゴマーク使用承認申請書（様式第1）に必要書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

（使用の承認）

第4条 教育委員会は、前条に規定する申請書の提出があった場合は、その内容について審査し、適當と認めるときには江南市立図書館ロゴマーク使用承認通知書（様式第2）により通知するものとする。

2 教育委員会は使用の承認に際し、必要な条件を付すことができる。

（使用の不承認）

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用の承認をしないものとする。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められる場合
- (2) 特定の政治、思想及び宗教の活動に利用し、又は利用するおそれがあると認められる場合
- (3) 不当な利益を得るために使用すると認められる場合
- (4) 自己の商標又は意匠とする等、独占的に使用し、又は使用するおそれがあると認められる場合
- (5) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められる場合
- (6) その他教育委員会が使用について不適当であると認めた場合

2 前項の規定によりロゴマークの使用を承認しないときは、江南市立図書館ロゴマーク使用不承認通知書（様式第3）により通知するものとする。

（使用者の遵守事項）

第6条 ロゴマークの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 指示された色、形状、形式等に沿って正しく使用すること。
- (2) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用すること。

(3) ロゴマークを使用した製作物（以下「製作物」という。）の完成後は速やかに教育委員会に提出すること。ただし、製作物の提出が困難である場合は、その形状のわかる写真の提出をもって、製作物の提出に代えることができる。

(使用の承認期間)

第7条 使用の承認期間は、1年を超えることができないものとする。ただし、使用的承認期間の更新をする場合においては、3年間を限度に延長することができるものとする。

- 2 前項の更新をするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。
- 3 前項の承認を受けようとする者は、江南市立図書館ロゴマーク使用承認申請書（様式第1）を教育委員会に提出しなければならない。

(使用料)

第8条 使用料は徴収しない。

(使用の変更の承認)

第9条 使用者が、申請内容を変更しようとする場合は、あらかじめ江南市立図書館ロゴマーク使用変更承認申請書（様式第4）を教育委員会に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定に基づき、承認することが適當と認めたときは、江南市立図書館ロゴマーク使用変更承認通知書（様式第5）により通知するものとする。

(使用の承認の取消し)

第10条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用的承認を取り消すものとする。

- (1) 第5条第1項又は第6条の規定に違反していると認めた場合
 - (2) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けた場合
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要と認めた場合
- 2 教育委員会は、前項の規定により承認を取り消したときは、使用者に対し江南市立図書館ロゴマーク使用承認取消通知書（様式第6）により通知するものとする。
 - 3 第1項の規定により承認を取り消された者は、ロゴマークを使用してはならない。

(差止請求等)

第11条 教育委員会は、ロゴマークの著作権を侵害し、又は侵害するおそれがある場合において必要と認めるときは、著作権法（昭和45年法律第48号）第112条第1項及び第2項に基づく請求をするとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月10日から施行する。

様式第1（第3条、第7条関係）

江南市立図書館ロゴマーク使用承認申請書

年　月　日

江南市教育委員会

申請者　住所
氏名

下記のとおり江南市立図書館ロゴマークを使用したいので申請します。

記

申 請 区 分	新 規 ・ 更 新		
使 用 対 象 物 件			
使 用 の 目 的 ・ 用 途			
使 用 方 法			
使 用 期 間	年　月　日 ～ 年　月　日		
使 用 数 量			
担 当 者	所属	氏名	電話
そ の 他			

(注) 企画書、見本等（レイアウト、スケッチ、原稿等）を添付してください。

様式第2（第4条関係）

江南市立図書館ロゴマーク使用承認通知書

江 第 号
年 月 日

様

江南市教育委員会

印

年 月 日付で、使用承認申請のありました江南市立図書館ロゴマークの使用については、下記のとおり承認します。

記

使 用 対 象 物 件	
使 用 の 目 的 ・ 用 途	
使 用 方 法	
使 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
使 用 数 量	
承 認 番 号	
使 用 条 件	

- (1) 指示された色、形状、形式等に沿って正しく使用してください。
- (2) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用してください。
- (3) 提出した申請内容に変更が生じた場合は、江南市立図書館ロゴマーク使用変更承認申請書を提出してください。
- (4) 製作物の完成後は教育委員会に提出してください。ただし、製作物の提出が困難である場合は、その形状のわかる写真の提出をもって、製作物の提出に代えることができます。

様式第3（第5条関係）

江南市立図書館ロゴマーク使用不承認通知書

年　　月　　日

様

江南市教育委員会　印

年　　月　　日付で、使用承認申請のありました江南市立図書館ロゴマークの使用については、下記の理由のとおり承認できません。

記

該当事項	不承認理由
	法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるため。
	特定の政治、思想及び宗教の活動に利用し、又は利用するおそれがあると認められるため。
	不当な利益を得るために使用すると認められるため。
	自己の商標又は意匠とする等、独占的に使用し、又は使用するおそれがあると認められるため。
	市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められるため。
	その他教育委員会が使用について不適当であると認めたため。 理由 ()

様式第4（第9条関係）

江南市立図書館ロゴマーク使用変更承認申請書

年　月　日

江南市教育委員会

申請者　住所
氏名

下記のとおり江南市立図書館ロゴマークの使用を変更したいので申請します。

記

	変更前	変更後
使用対象物件		
使用の目的・用途		
使用方法		
使用期間	年　月　日 ～ 年　月　日	年　月　日 ～ 年　月　日
使用数量		
その他の		
使用承認番号		

(注)

変更内容が確認できる資料等を添付してください。

様式第5（第9条関係）

江南市立図書館ロゴマーク使用変更承認通知書

年　月　日

様

江南市教育委員会

印

年　月　日付で、使用変更承認申請のありました江南市立図書館ロゴマークの使用については、下記のとおり承認します。

記

	変　更　前	変　更　後
使　用　対　象　物　件		
使　用　の　目　的　・　用　途		
使　用　方　法		
使　用　期　間	年　月　日 ～ 年　月　日	年　月　日 ～ 年　月　日
使　用　数　量		
そ　の　他		
使　用　承　認　番　号		

- (1) 指示された色、形状、形式等に沿って正しく使用してください。
- (2) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用してください。
- (3) 提出した申請内容に変更が生じた場合は、江南市立図書館ロゴマーク使用変更承認申請書を提出してください。
- (4) 製作物の完成後は教育委員会に提出してください。ただし、製作物の提出が困難である場合は、その形状のわかる写真の提出をもって、製作物の提出に代えることができます。

様式第6（第10条関係）

江南市立図書館ロゴマーク使用承認取消通知書

年　月　日

様

江南市教育委員会　印

年　月　日付、使用承認番号第　　号で承認した江南市立図書館ロゴマークの使用については、下記の理由のとおり承認を取り消します。

記

該当事項	取消理由
	法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるため。
	特定の政治、思想及び宗教の活動に利用し、又は利用するおそれがあると認められるため。
	不当な利益を得るために使用すると認められるため。
	自己の商標又は意匠とする等、独占的に使用し、又は使用するおそれがあると認められるため。
	市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められるため。
	指示された色、形状、形式等に沿って正しく使用していないため。
	使用承認を受けた目的及び用途以外に使用しているため。
	製作物の完成後、製作物又はその形状の分かる写真を教育委員会に提出していないため。
	偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたと認められるため。
理由	()